

通航一覽見

一

1144

庫	文	閣	內
二七	三五	三三	和
八函	二	一	三
大架	冊	號	類

卷三百九十一

139
開

和
三五三一
一號

內閣文庫	番號	和 35381
	冊數	26 (1)
	函號	178 444

178-444



陶一子



通城一覽表之一

通城一覽表之一

通城一覽表之一

通城一覽表之一



118-811



通航一覽卷之一

琉球國部一

目錄

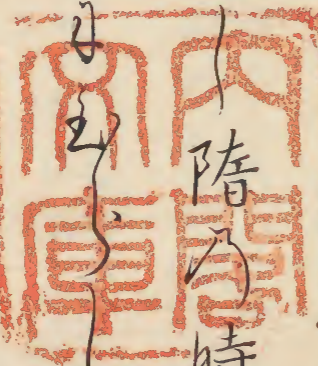
一平均始末





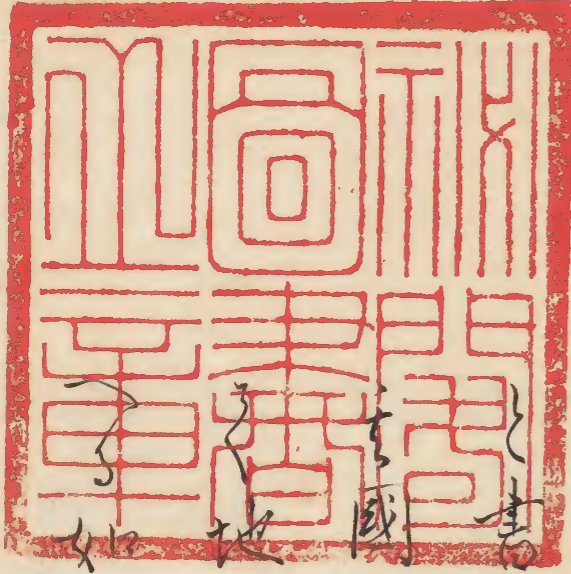
通航一覽卷之一
琉球國部一

按多於日國名乃字中心世鑑日流虬



隋書時羽務尉朱寬と

之書一國子也一萬濤乃同日とい
形と見ると虬龍乃水中日浮



記一隋書日ハ流求と書以宋書之れ

如子成也始く流虬とい

小流

南島志曰我永万中原為潮流也流也

三八附會

求の得し固多れハ流求と名付しと之

求日他々本邦の書日ハ龍宮尚求梳

抹多しハ文字も記さり

今俗日海中龍宮城ありと之がハ

即ち梳球ありとの説ありとも姑く之れと舍く

中山傳信録日今此

文字小改めしハ明乃洪武中より此

事とせり然れども字治大納言の今

昔物語日仁壽三年宋の高人良暉の

梳球日漂流の事と載せし既日梳

球と記し之れハ洪武以前ハ文字成

用ひし事知るし南島志日此國

地形南北長く東西狭く之周廻凡

七十四里

大島志記日ハ南小四十里許東西十里許と記し梳球流ハ南小六十里東西十四五

里小島之れ本邦乃里致とも之等

王府ハ國の西南小あり

首里とりの海港二系東北小あり

運天とりの西南日在る成那覇と

りよき間切といふは、イマキニウラゾーオホサト 郡とよま教

之十六即ち今帰仁浦添大里等あり

此地海島之十六ありて皆は國日属は

と記せり大島年紀は方位は本邦薩摩

の南鄙二百四十里餘の海中にあり

八丈年紀は二百四十里琉球終は百四十里とあり 澄去は福州西

に百里件といふ本國と大琉球とあり大島城小琉球とも稱せり

琉球事畧中陵漫録に記し、今宛り 大島今ハ薩摩小属はと中陵漫録に

記し枯木集ハ琉球領といひ波大島年紀ハ寶曆十二年同島日係著せし琉人の語を記し、

一、島津家ありて援助ありし事も記し、 國統ハ

中山傳信録琉球國志畧等よりとるに始

祖と天孫氏といふ相傳ふる二十ニ世違は

利勇といふもの其君と其名考ふる 載し

く自立ハ浦添按司舜天これと討て

小より國人推く王とて天孫氏より

代家こハ日本人皇の後裔大里按司朝

公乃男子あり

保元紀事琉球事畧曰我永万
中鎮西八部為朝琉球國曰後り

大里按司姉妹婚一々舜天と産む一々故土と思ふ
事切一々日本曰ゆり永應二年平家乃為り
自教一々記以琉球語曰大里按司ハ為朝乃畧多り
一々ハ為朝曰官と讓り一々於此ハ朝公ハ即
ち為朝乃為と者一々稱一々一々ハ一々ハ西
法師琉球物語一々彼國氏神乃社ハ鎮西八部為朝哉
崇一々一々乃矢今曰存一々一々
これハ此説を實と得一々一々
本曰一々一々ハ天孫氏乃裔英祖曰

位と讓り英祖曰代玉城ハ時國內
乱れ大里按司山南王と稱一々今歸仁

按司山北王と稱一々玉城ハ惟首里等
教不城有ち自ら中山王と稱一々一々

國分一々之部一々互日相攻伐一々
々中山王尚巴志曰一々山南山北と并
々一々一々ハ中山ハ號を
改り一々尚氏傳一々今一々一々

明史曰ハ中山山南山北一々尚とて姓と以と
ソハ琉球属和録曰ハ英祖即位乃時國人殊小尊
敬一々尚一々一々事と一々一々尚ハ字と加
一々稱一々終日尚とて氏と以と記一々中山聘使略曰

と巴志之山一統し之明主より尚氏と賜ふ我
應永中よりありしとあり使琉球録及び琉球國
志畧小より巴志より艾思紹
より尚氏代稱せしあり 本邦小通より奉
と南島志及び琉球屬和録日國史代
引

推古天皇二十五年南島の掖次人來朝
尋々多祢阿麻彌度惑等其人羽負以
祿秩と賜ふ奉各差ありし記し阿麻
彌ハ今此大島度惑ハ徳島あり琉球

乃來朝と王代より此事とせり天
朝志畧と事と給ふ此間小琉球
藩と澄上日稱し冊封冠服と受く
時日明の洪武末年我應安末年あり
尔來清朝日いつりて羽負稱絶之
澄上羽負の事ハ唐國 太田年記日足利將軍義
往來の條より毎す
量の時應永二十二年十一月廿八日義量
より琉球王日贈りし返簡とのせり

文中進物等抄事も見えしれハ之
中々未だせし事知れしり室町
紀畧分鶴年代記等小永享十一年
入貢の事と記し公私雜翰し將軍
義教より返簡も載り貴久記島津
家譜日嘉吉元年二月十二日義教の津
陸奥の忠國日命し大覚寺大僧正尊
者と誅せしり
尊者ハ義教の舎弟
トシテ義昭と稱し 之賞し

琉球國と授けし事見ゆハ彼
國薩摩の方向しり候も之を附屬を
しちりめし今れし附庸君臣此姿
日ハあしりし事必しり官本當代
記慶長年録等日先年より綾紙と稱
しり毎歲薩摩日貢物と納りし記
せし此時より此事ありしり室町
紀畧分鶴年代記日文安六年入貢此事

見之將軍義政家譜日寶徳之年七月
未貞以九月之獻する所の鳥目一千貫と
禁中子進したとあり康富記同年八月
十二日乃下日或説と引く琉球の高船
去月未接津國之庫日着津せし守
護細川右京大吏勝之早く人とをい
波高物と撰ひ取ると未く料是と後
さし先々年々の料是等と云ふ千貫り

及し返毎ありて賣物と抑留し
く島人難儀する此昔中後日あり公方
より幸ひ之人とをいさむく弘明寺
れしりも抑し取物る物京兆より未
返しをいさむるたり幸ひ未く上洛
せしと記しあり其孫親基日記日六月
廿八日琉球人系洛當に代ふて度目あり
長史と號し寝殿の庭前日詠く之孫

庭ノ席と敷とあり

二六寶徳以前の事ありに
當り代り度目としひ康

富記ノ先々年々としりるを志すく胡貢せし事
多し胡見の式ありしは之庫あり貿易ありし
事推く
親基日記日文正元年七月

来貢の事見え吳國来性記日文正十

一年入貢あり別本吳國近年御書尊

業日同十八年豊后太閤天下統一此御儀

とて来御書儀と掛け太閤より贈り

返簡も思ひ申す南島志乃ひ吳

國来性記ノ同十九年明年太閤朝鮮と

証せんとして先書簡と琉球に贈り

小國王尚寧大に驚紀事成明初り

告く返簡も及んば是より慶長十四

年よりして来貢中絶し記あり

吳國日記

慶長九年九月廿七日島津宰相入道惟新より中山王
尚寧小書りし書成哉せ文中羽林次將忠恒知國者
殆十餘年矣自今以往書音無絶永不爽舊約云云
とらうくそ歳貢と給はるる同十一年九月
之琉球に渡来せし明の冊封使日惟新より送るし
書成の也明初の高船薩摩日通商ありん事とを

高船等来りて一々の歳貢と純ちりて

大鴻年記曰國王の母后とキコエ聞得

大君と称し王后と王妃と號し其官

制八品位の正從各九等あり王の子才

と王子と称し正一品あり領主アヒ按

司と称し從一品あり天曹司地曹司人

曹司とて國家の政務と司於大臣と

之サニス司官親方と称し正二品あり吏カダより

以下乃大臣と親方と称し從二品あり

親バキ雲キンとと称するものハ武官として

之品より七品ありあり里之子と

しるハ扈從乃小童として八品あり

筑登之と称するハ九品あり其冠服

々君后とも明朝の制として清

朝の冊封と傳りてりて於古哉

改め其禮典ハ元旦國王冠服と改く

先年徳と稱しそれより群臣乃て
禮と文く同十五日の式とれ日同し
冬至及び何時の佳節ありしは朔
望中より冠扱めく朔祭あり世子は
冠禮冠ハ烏紗帽と云く王子按
司は子ハ朔堂に冠以昏禮ハ粗本邦の
俗も同しあり父母の喪ハ職あり
そのハ給暇又十日ありて湛りて穢小

統く我れも多賀宴會等ハ公私と
もに加りて以之年始後是く初
濮ると我れこれ南島志琉球終等或は
世記なる可なり樂曲ハ澁古乃樂及ハ
之國樂もあり澁古乃樂ハ唐以來日
本に傳りしものといふて後世
乃樂ハ笛也古樂等ハ笙ハ篳篥ハ笛
喇叭ハ大鼓等とれより大島守記

見也 中山傳信録曰坐ハ平一と記一これと
源著乃抗人日問少日ありし一昔し
と同書 刑典ハ南島志日管杖汽流大碑
日記以 絞斬象首等如法ありし一記以宮
室如制王府首里ハ平城ありて心と
背より口色高く石垣と築ありて城
門之可日ありて文殿ハ唐造あり
く五段段事日本ありて一王子按
司親方親雲工等如家佛も各自皆

石垣と築ありて樹木廢墻と也一
本日漫成掘りて一高ハ家ハ根比を
リ那霸其薩摩より在昔ハ家居
あり風流ありと一々家屋卑
く造りて極致最多り一と大島年
紀日載せ定西法師抗球物終及ハ抗球
属和録日那霸其ハ日本町とありて
ありて一尺也其伎藝文学ハ中山王

蔡度より始る自後王乃子姪臣下此
子弟として幸く漢土乃國學小入孔
之業と肆ハし心我延室始以聖廟
と創し尋く學校乃設ありて其の
と漢土日通せりり一前八國僧多く
日本日哲學し傳りて其國乃子弟
日教二十之百業より其皆之其後ハ
字成習ハ書成讀ハ之國乃文字と

くハ多々舜天の時よりいろはの字母
と用ハく諸事成通ハ今よりりて
書法ハ多々日本乃大橋流玉並流と
学ハ片仮名平仮名全國乃貴錢通
し用ハ薩藩性來ハ書式本邦と
異多々以弓矢口鎗と日本此製
と用ハ多々和奇と祿一茶湯圍碁
多々之拉藝も粗本邦と相似り之

絃と欲日合きく彈く事ハ此國より
始り鼓弓といふも此國ゆゑ造り出
せしよしこれ琉球國史畧南島志
大島年記琉球終中村氏年記落穂雜
談一言集温藏秘策等日散見する不
あり其人物風俗の事此ハ階書及
ハ文献通考等日國人大要深目長
鼻より々體健ありと見ゆハ大島年記

子生るハ官人の家ハ七日あり

久米村の学士日名と求む

大島年記日
明の世福州

の学士之十六人琉球日名より久米村日永位日中
あり此日ハ子孫今ハ文学成也とせたり
よき事あり 其名日本ハ名宗と云

ある事あり童名成男子ハ思徳思

コイドコ
ヲモ

次郎とよハ女子ハ松金玉鶴と云

マツカチ
タマツル

呼ぶよし記ハ琉球終及ハ琉球人漂流

聞見畧鏡日名終日男子元振以前ハ畧成

蛇蟻の踏れるところへ長簪と下より上
日さすに梅の挿くを末額に玉なり
成人に冠する時、頂の髪と剃りて
髻と小髻、髪蓄みく、齒並あり、明初
乃時の髪と剃る事あり、清乃
冊封と交り、事始り、清
初革命時、嵐兵乃信日改む、
嚴令あるに、止事と得、僅日中利

せ、二十以上の男、二十以上の女、
二十以下、髻、剃る事あり、大
家の女子、金根の簪、用い、農商の
婦女、紙帽を、作り、紙挿せるの
み、他、首飾あり、脂粉を、施す、
大島年記、此國の婦女、齒と、漆、
諸島の婦女、甲小、黥、
文獻通考、日、文、事、と、記、
心、事、あり、と、流、流、人、日、尋、
小、事、あり、と、見、女子
乃、事、入、事、中、傳、信、録、も、記、

北ハ古代ノ事ニシテ今ハ
諸島日ノミテ遺風存セリ也

多紀等々日國人寂神と敬以テ神日海

神あり天神あり天妃あり巫女致十人

六北日侍人モ他伊勢熊野八幡天満文

等本邦ノ神社あり一トシテ宗派ハ

中山傳信録日臨湊宗ト云云宗のみ

とあり此國氣候暖和一々中山傳信

録琉球國志畧日北極地と出ル事二十

六度二分三釐とあり大島年記小隆冬

雪氷多ク十月より三月も冬衣宜月

より九月より甚衣残用ト琉球終

小耕他ハ九月十月の間日稲種と下し

十月十一月の頃本國日移一極ハ明年

六月獲り收心るより見也甚山雜種

有斐耕割記日ハ一歳中又穀再熟以と

いへる瘡物ハ清一統志中山傳信録南嶋

志等に詳あり就中綿苧芭蕉伐茅
一々他酒蒸砂糖蕃薯藕鐵等藥
種青貝細工朱塗細工等あり美矣
通商考英國後物語大島筆記官本
要録等小見たり

○平均始末

按多於日隋書日煬帝大業六年武貴郎將陳
稜とて兵伐率わく浚海せし男女千人と
擒してゆり於朔せんありこれと琉球伐征
するなりとわく元乃至元中及び成宗元貞

乃初より使と遣はし招諭ありし後ハ
の兵伐もこれと征せし功ありしと
終小通とて清一統志琉球國志畧等
見ゆ本邦小てハ文龜永正の頃ハ備中國連嶋の
住人之宅和泉の某此國と取らんとして
艘と艦一薩摩國坊津より來りし或島津
陸奥守忠隆遮りしと却く島津家譜
記すまて天正十年豊后太閤備中國高松より播
磨國姫路日歸城一將士の戦功と論し飛井
武翁の茲矩日因幡半國と與へんとありし
茲矩の我日本乃内より望みありし琉球と賜ハ
らハ浚海に伐せんといふと太閤これと壯んありし
一腰乃壺扇と把り表小飛井琉球も後裏小秀吉
と書く判形とわくこれと典ハ文祿元年朝鮮征
伐乃時茲矩ハ琉球と征せんといふ望み艦艘を艘士卒
之千五百と率り肥前國名護屋日暮りて太閤

賜以... 征伐... 朝鮮... 忠恒山城... 東照宮... 慶長十一年... 六月十七日... 鳴津少將... 忠恒山城國伏見城... 東照宮... 御書... 實ハ

慶長十一年六月十七日鳴津少將
忠恒山城國伏見城日
東照宮御書

れ家久と改め... 腋口と賜... 時
一琉球國ハ祖先以来毎歳来貢せ
一に近年其事... 志ハ
と... 肯ハ... 征伐...
一給ハ... 同日御稱号も賜... 貞享...
大隅... 書... 鳴津家... 日... 御稱号...
元和... 九月朔日... 賜...
御書乃... 執政... 羽柴... 鳴津... 記...
ハ實永... 譜... 載... 不... け... 貞享... 書... 鳴津

家譜
後

慶長十丙午年六月十七日為津少將

忠恒於伏見沙城御緯之字成其下家久

と改太秦長光之沙腰物頂戴仕ハ琉球

國之家久十代祖陸奥忠國代小普

廣院後より 按之於日京都將軍 義教乃益号外 紋并領永享

年中より 薩麻平日 相從少處 按之於日書

忠國傳日忠國奉義教將軍之命今日應一之舎才
大覺寺門跡義昭大僧正尊者と討中ハ振子ハ尊者事

義教卿小對一送意有之候病歿し之日向國福
島小島より野色氏成頼之隠れ居之れ以成將軍

家日比久之忠國早建殊伐之候し之れ以
内書到來仕付一族新納進江之梅山英濃之北條

淡岐之家老本因位濃之肝付之郎と相繼一此等江
人教と與之福島小島也一僧正成福島永徳寺一振

切切獲之て一一族山因式部少輔斬首仕ハ即之其首
と將軍家日欽上り安義教ハ自余乃其感状名物之

以太口ハ腰巻ハ馬ノ琉球國忠賞之之其感状ハ是
之り琉球國ハ島分船之ハ年貢仕ハ之其感状ハ是

之り佛心之社と建立し之福島大明神と号し之其
著提不之之鹿見島城下ハ大興寺と号し之其感状ハ是

之り佛心之位牌と並琉球國毎年之貢物先ハ之其
ハ中儀小之記之義教より授け之感状二通成

載ハ一通ハ嘉吉元年四月十二日一通ハ同年六月十七日
外ハ其久記ハ嘉吉年中より琉球國島津小島より

予載せしむる永享年中より近年被悔意の
とあるは誤りなり終るべし
殊文

権規様より礼可申上之旨使札以
申付し得共不致領掌の間人荒と云
可致退治し旨山口後河守直友と云
上し處蒙沙免し

貞享松平大隅守書上

夫琉球國者自往古嘉吉年中屬我國兵雖

然背舊規不進貢自薩摩再三遣使以誘之
不肯聽故告

相國家康公請伐之

家康公許之

貴久記

慶長十一年九月一日島津忠恒伏見

日ありく

大権規

台徳院殿日評得以

按考其日... 台徳院殿ハ...

台徳院殿日評得とあるは
得あり下りり同し 時日松平氏日あり

礼部律の家日字成賜と家久之と号

以中志と日家此名譽と日了了院

球固むと日あり島津日属と日事

心と日然るに迎年来貢せ日家久

再之人と遣と日此事と日と日

とも教と日承引せ日と日と日

大権現一言正と日と日と日

ら日と日と日と日と日と日

寛永島津家久譜

琉球國と日儀立常と日道ハと日

母と日母と日往古ハ唐母も日本母も

と日一國限日暮来日愛千百年以日

隋ハ煬帝の時大唐日随ハ初日

何れ日より日と日や船と中日と日

中積載する船琉球より薩摩へ毎
年氣の時々太守へ沙礼中する由ゆ
古貴様より十二代の沙先祖陸奥守
忠國様へ永享年中に普廣院義教より
琉球國と沙評領主以来沙家日統
と相評ひに永享年間より正徳四年
以迄八式百七拾年の沙領國より沙
琉球の王号成中山王と中右に通ひ

東照宮御代始日中山王

東照宮へ沙礼可中上旨古貴様より之
代へ沙先祖中納言家久より沙御付
不領掌不仕に付長十回年三月琉
球へ軍兵と沙後成

薩州舊傳記

琉球國ハ忠國公沙代大學寺及

寺ハ大覺寺と書 沙討成忠貴と

將軍家より沙洋領有る年々進貢
怠りありし處日貴久之の沙代日
至り 按多日貴久の家久の曾祖又より陸奥と秘伝 緒國大乱
乃ひ少額より進貢改絶しるまより
西國大平日成く

將軍家日沙披露証成

家康公の命と得給ひ琉球國一古比如
く來貢をさし使とて新雲和

尚と証をりねも不從日より新雲
波國の圖と察し之を波國王乃信
せしむる浪乃上の辨才天ハ隅州國
分の日秀上人の作ありらると奪取
簀板と云柳とて之を日安並し
帰帆後一太守公ハ其辰証中より家
琉球王ハ忠國と沙時より以當家日如
あひ 按多日貴久の家久の曾祖又より陸奥と秘伝 枝來りし處誰那 ジヤナ
納貢のたしとて

といふもの 按去於日定西法師琉球物語曰八雅那
と着那日傳り琉球終等日八多く邪
那といふ大島を記すは日六八宜野灣間切小属せ
し村名として附名日傳り成是より波の官職を按
司親方なりしめて附名
と即ち其来地なる
と竊ひいふは唯其人小舟小繋り
由帆りしはあひとやあ那霸乃湊
日城浅如まゝ湊日思ふ事乃らと
りり是小舟の如りたる時より
月形下日見おろし附りし手なく

を掲ぐ島く日も古用意し之語か
うしすし家久之征伐涉願あり
家康公の語ゆかり

薩州舊傳記

惣別琉球より島津方へ毎年續船と
名付進拍有し成近年唐へ相送日本
く音同不入事く由と琉球之ジヤ十
達く中島津へ令寄音依く島津琉

球一働く

官本當代記 慶長年録
琉球事畧

初中山與薩摩州世有隣好天正十九年以

來二國交惡使命遂絶州守源朝臣家久以

告我

神祖乃發兵擊之

南島志

琉球國ハ薩摩國之隣國也其ハ源好成

通一綾船と名付く年毎日本物と賜り

一々慶長年中波國乃之司官那那と

いよその大明と織りく國王と云く如日

本ハ所從來と云く如る如く薩州此大也

島津陸奥也家久使と也云くて故と紀

以日那那使と對し之種く此等礼儀振

廻りハ家久大不憤り同十之年後府小

赴く

神君日見之有る兵伐也一々殊伐
之く旨と傳ふ

神君家久の事ありて之く旨と傳ふ
約命あり

琉球終○按ずる日は書安長十三年とあり
後府母く乃事とせしはとありてあり

慶長十四年二月廿一日これ琉球國八室所
將軍義教の時家久十代の祖島津薩摩守
忠國一與之領きし永享年中より進貢

以豊后大宰の時日及んく琉球より交
易の爲め薩州一渡海し之朝貢を大明
帝是と夢さ琉球と責め我邦へ通貢
之れと絶し心まより十餘年薩摩一
貢と納むる家久

神祖の威徳廣大く一々海内昇平以
神祖の事叙と述し一と家久より今屯
るに從ひ然しハ云と都一是と討ん

欲以因く島津惟新及び家久山口後河守
と友と以く是と告く是日

両公より惟新家久、琉球と討つ事其

意日恒と一と命せらる

大之川志○按多日惟新あり
以命あり一事此日不見あり

慶長十之戌申年八月十九日及び
九月又日島度日山口後河守より
島津少将家久の許日書牘と贈

り琉球國の事あり以日唐船着
岸此事日より之達する者あり

慶長十之戌申年九月

尚く其人教と強催先以使者致し度は

成渡海は極下強伴を奉出せしむ

之より相謝不中より強得し後其人

教計し度は尤存し不及中出りて

其人教も不及し後渡海は極下才覺

此一好以爲退向可得米之也以上
好便之條之啓下仍復許相留候等
涉座の坊之當城の番兵冥东より
新上而就之此中在番之航路之後府
張新下以掛子も来月之當地新之後府
口張下以程退向可得沙之也又琉球
之儀去六月之時分沙礼可中上以張之
和久甚之清新上以之如何沙座の儀

今度本上州より
按て於日本多上野介乃令
畧文あり下再以注せ給
中上世の琉球人

上標は沙礼中上以張之沙身覺之然由自
拙者可中入通張中職以若于今渡海
不仕以之而使琉球に張之成沙宛之
存以鬼角琉球人渡海不仕以之入致計
可張渡張仰也可於以或何張彼方より
一返事一掛子に成以渡進張得沙意

尤存以類惟新振古之中入心忠惟謹之

慶長十三年

山 後河守

八月十九日

直友判

薩摩

少將棟

系人、山申

以上

急度令啓上下仍向硫磺蘭紙撤沙至

上下本上別披露紙中則御為下式通

持也進上中下

按多終日此御下書通八月廿
七月廿一日、出され通八月十日

出され然先度沙國元上唐船著岸

之由沙海色之通是又本上別披露紙

中以受一候之沙機嫌之由紙中紙以持

沙用之沙藥種之書立色上中下以取

紙成早之沙上以尤存以油以紙成間

發以就中先發惟新より為侵本國
助聖方張新上石琉球之儀中入以到
唯今琉球より其音之仕合以我形度
存以于今雖濃中其以人教と可張後肯
再之彼方は其以仰遣之と雖濃中其
振子可張仰誠以披露可中其以人教と
張催可張相渡法用意以先存以
上様沙礼中上石振以先覺也と存以

何も退白可得以急以仰又我等事明
日六日發府張新下以先發より以後着
岸之唐船以渡を幸拙者新下以間
以念之出入張成以候具可中上石以安
可張思石以尚重白可得其急以急懼
謹之

慶長十三年

山 駿河守

九月五日

直友在判

薩州

少将抜

系人の中

貞享松平大隅守書上

慶長十四己酉年二月廿一日少将家久
老后梅山権左衛門平田太郎左衛門
将々々々軍率之千兵船百餘艘と
琉球國日殺向せしむ頼く先大徳

成攻取徳島成抜ま〜永良部

與論等此諸島と平らく〜此

よ〜家久より本多上野介正純乃

許日告く

これら此奉月日詳あり以同年
六月廿六日正純より返簡と贈り

慶長十四年己酉の春梅山英濃守按まらに
権左衛門

後称あり久高と大将〜平田太郎左衛門尉と

副将〜之子人の軍率と引おて兵

船一百餘艘二月十一日按て終日廿一日
乃誤あり

とといひく琉球日没向一_一大島日没これ
より徳島日按まゝの日琉球國全島日没姑島とあり
薩州舊傳記より港之島と記す大島
と永良部島との間日あり赴く島人少れ成ふせくもの
一千人よりこれと戦く之百餘人首を
得たりし餘黨皆降人となり

寛永島津家久譜

慶長十四年春以_二梳山權左衛門尉久高為_一
大將平田太郎左衛門尉增宗為_二副將專兵

器者平田民部左衛門尉長谷場十郎兵衛
尉兎玉四郎兵衛尉或山鹿越右衛門尉為
船大將其外佐多越後守川上掃部助本田
弥六市来八左衛門尉本田伊賀守頼娃主
水助匂坂式部少輔伊集院伴右衛門尉有
馬次右衛門尉毛利内膳正栢原周防守村
尾源左衛門入道笑栖市来備後守東郷阿
波入道休半伊地知四郎兵衛尉等為_二卒將

都合其勢三千餘人整兵船一百餘艘按此乃慶長

日記云八幡山權左衛門久高平田太郎左衛門新納刑部松浦筑前守謙因出雲本入掛津田村大和加沼彈正野村監物本郷務指菱刈肝屬梅小富永玄士之千餘騎雜之八千餘人玄船百餘艘と記以而二月廿

一日發舟已著大島振威赴德嶋島郎出應而防戰者殆千有餘人其中斬首三百餘人也故殘黨不日屬于旗下而悉定焉

貴久記

慶長十四年玄船教艘と催一 大將梅山

權左衛門辰利平田太郎左衛門辰高諸軍勢衆和之時新納拙高老摺青と持其以祇軍と測する見送り外も送酒いこしれは流多りりる諸軍勢並居りる時權左衛門辰高友の辞宜い、されは付拙高老中、はは長流球征伐乃大將江作付渡海江波の家久公、名代あり早、大將乃産日、成り、有、い、得、を、是、是、織

上座は彼いよ一権左衛門殿大御方と諸軍勢
不足小取あふとの底意有く小取不拙高
老言衆と少波納得りるありまより
糸船めく山川の湊より順風日帆と揚げ
大島小島船波高廣一とい一も無異候
夷取鬼界ヶ島も手子附け湛く島一若
船は島乃者も防戦いし付鐵砲とより
愈し得ハ持乃先より大浅出一人と救也

とそ逃りるとあり 按きる小は以島人松火砲攻
ありとより一記せハ

不審手向ひいし者討取かまへる不

浅縮はし一沖の永良部と興編海とも

夷取り候

薩州舊傳記

慶長十三年島津琉球一百餘艘と以相
働也琉球一著岸の時ジヤ十師人致於
七島防戦候 按きる小七島ハ大島の
誤写ありしや下同し 于時野

郎 自注野郎といはせ足 後一也り 夷此間ジヤナ

敗北琉球人或ハ討死或ハ被疵則七島

毒島一 按より小毒ハ徳の 打入ジヤナと云ハ

琉球みく武者大おあり波ジヤナ日本

と嫌く唐一丁属との企あり一の果

しと如新

官本當代記 慶長年録
琉球事畧

慶長十四年二月上旬

按より日緒記二月廿日
といれハ其ハ得る事下

家久家老権左衛門久高平田太郎在唐

増宗日中付人旅之子と船百餘艘差後

家久も山川と中湊と被出馬下知仕

権左衛門太郎在唐門先大島と中島小波

恙船大島成島小付しと徳の島小系

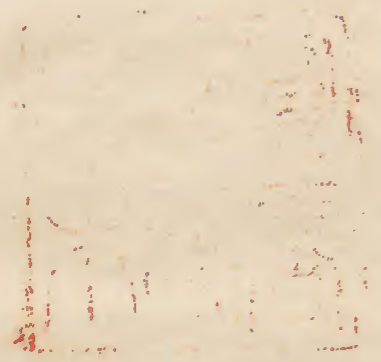
ハ島北者とも防中ハ在敵百人討取中

小よりと永良新島等吳儀相送中ハ

より琉球乃地日押懸中ハ

貴札被評見以仍去以琉球に為りて遣
以人致に指渡りて交りて相遠大島と中
島と以著知りて波島と儀思正候に社
仰付てより琉球國に社居り所は以人
致に社中琉球に儀も漸相漸了中より紙
面より綴存す旨に則右に綴在 上りて處
一候沙機嫌共り所は間以公易可致思食に
追て波地に様子下社仰上りて由り尤存に

於て後府沙移造為沙祝儀付地以上
社成儀琉球相漸以りより以上了社機
く由り得る旨に先書す如中入り給
琉球に儀相漸以りて社成以上尤存に
相又爰に相留儀等り所は社に表相應に
以用等り所は社に社沙公盡り象仰に
不可存跡意に何り期來音に時以表
細き以使者下社中上りて忠惶謹に



慶長十四年

六月廿六日

本多上野介

正純判

羽柴陸奥守振

奉報

貞享松平大隅守書上



